

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」といいます。）第五十一条の規定による平成二十八年年度狩猟免許更新の適性試験（以下「適性検査」といいます。）及び講習を次のとおり実施します。

平成二十八年六月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 適性検査及び講習の日時、場所及び対象者

| 検査及び講習の日時                             | 場 所                               | 対 象 者                                    |
|---------------------------------------|-----------------------------------|--|
| 平成二十八年七月二十八日（木）<br>午後一時三十分から午後四時三十分まで | 吉野郡十津川村大字<br>小原二二五の一<br>十津川村住民ホール | 平成二十五年度に受けた狩猟免許を更新しようとする者であつて奈良県に住所があるもの |

二 適性検査及び講習の内容

1 適性検査

- (一) 視力
- (二) 聴力
- (三) 運動能力

2 講習

- (一) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令
- (二) 猟具
- (三) 鳥獣
- (四) 鳥獣の保護管理

三 適性検査及び講習の申請手続

1 申請

狩猟免許更新申請書（一般社団法人奈良県猟友会及び同支部で交付する用紙を使用すること。）一通に次に掲げる書類を添付してください。

- (一) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可に係る許可証の写し（申請者が当該許可を現に受けている場合に限

ります。)

(二) 法第四十条第二号から第四号までに該当しないことの医師の診断書(申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合に限ります。) 一通

(三) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 一枚

(四) 住民票抄本 一通

2 申請期限

受けようとする適性検査及び講習の期日の十日前までとします。

3 申請書の提出先

奈良市内侍原町六の一 奈良県林業会館内

一般社団法人奈良県猟友会

4 手数料

二、九〇〇円

四 その他

1 適性検査及び講習の開始後は会場への入場は認めませんので注意してください。

2 駐車場の用意はしませんので公共交通機関をご利用ください。

3 適性検査及び講習に関する問い合わせ先は、次のとおりとします。

奈良県農林部農業水産振興課鳥獣対策係(〇七四二―二七―七四八〇)

一般社団法人奈良県猟友会(〇七四二―二六―八一二五)